## 1 対象地域及び対象農用地

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(別に市町村対象農用地の基準に該当する地図を添付)

### ア 対象地域

朝上地区(旧朝上村)、千種地区(旧千種村)(知事が定める特認地域)

#### イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上 勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、 当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地
- (エ) 市町村長の判断によるもの
  - a 緩傾斜農用地
  - (a) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合
    - (i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合 緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平 均以上とする(高齢化率 30%以上、耕作放棄率: 田 5%以上、畑(草地含む。)10% 以上)
    - (ii) 土壌条件が著しく悪い場合
    - (iii) その他
- (オ) 三重県知事が地域の実態に応じて指定する地域

# (2) その他留意すべき事項

ア 既耕作放棄地については、次のとおり取り扱うこととする。

- (ア) 既耕作放棄地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別協定の場合は認定農業者等の判断に委ねるものとする。
- (イ) 既耕作放棄地を集落協定や個別協定に位置づけた場合には、平成31年度までに 既耕作放棄地を復旧又は林地化することを条件に当該既耕作放棄地を協定認定年 度から交付金の交付対象とする。

なお、林地化する場合は、農地転用許可を得た上で、当該農用地が将来確実に林地になると見込まれる植林がなされるものとする(「林地化」については以下同じ。)。

- (ウ)集落協定又は個別協定に位置づけない既耕作放棄地(協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの)についても協定農用地の農業生産活動等に 悪影響を与えないよう既耕作放棄地の草刈り、防虫対策等を行う。
- イ 限界的農地については、維持すべき農用地であるか否かを検討し、適宜、林地化を 推進することとする。また、林地化を行う場合においては、集落協定にあらかじめ、

平成31年度までに林地化するための準備を行い、植林すると位置付けられている場合は、平成31年度まで交付金の交付の対象とする。

ウ 自然災害を受けている農用地については、平成31年度までに復旧し農業生産活動等 を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の 交付対象とする。

また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を市町村長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。

- エ 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び 地方公共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っ ている農用地については交付金の交付対象としない。
- オ 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年 施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。
- カ 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作意思を有する者(農作業受託を行う場合は受託者)を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければならない。

#### 2 集落協定の共通事項

集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携促進加算措置の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携促進加算措置の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

# 3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、菰野町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の指標にもとづき農業経営を行う者や「人・農地プラン」に位置づけられた経営体、その他町長がふさわしいと認める者とする。

### 4 その他必要な事項